

障害を持つ児童およびその保護者の 就園希望に関する調査Ⅱ

石岡由紀
堤莊祐
安藤忠*

問題と目的

今日、日本の社会は産業構造の変化、経済水準の向上、高学歴社会、女性の社会進出等の社会変動が見られる。これに伴う家庭の質の変化や機能の低下、少子化、地域社会における交流の希薄化等が生じ、子どもを取り巻く社会環境は厳しい状況にあるといえる。こうした中、種々の子どもの問題が発現し、子育てについての社会的支援が必要であるとの認識が高まりつつある。本年4月には50年ぶりに児童福祉法が改正され、その中で保育所の入所手続きについては『児童福祉法第24条¹⁾』において、従来の各市町村福祉事務所による措置ではなく、保護者が希望する保育所に入所することが可能となる選択制を導入している。また少子化、女性就労者の増加等に対応するため延長保育、夜間保育等の多様な保育形態が推し進められているところである。一方教育課程審議会においても「教育課程の基準改善の基本方向について²⁾」の答申で、幼稚園教育の中にも保護者の要請に基づいた運営を奨励する方針がもりこまれていることは前回述べたとおりである。

このような社会的ニーズに応える形で保育環境の整備がなされていくことは、子どもたちにとって望ましいことであるといえる。しかしその中で、障害を持つ子ども達の早期保育や教育はどういうふうに変わっていくのであろうか。障害を持つ子どもの早期発見システムは乳幼児健康診査を中心に確立されつつあり、

*大阪府立大学社会福祉学部教授

今後はその対応が注目されるところである。前回、障害を持つ幼児およびその保護者に就園希望に関する調査³⁾を実施した結果、保護者の就園希望先はほとんどが幼稚園や保育所であった。「居住地域に近いこと」「近所の子どもたちが多く在籍していること」がその園に就園を希望する第1の理由である。しかし実際に就園しているのは保護者の希望どおりにはなっておらず、通園施設へ入所しているケースが多く見られた。本調査では、現在発達遅滞の状態にあるといわれている幼児の就園について保護者がどのような希望を持っているのか、また実際どのような集団に入っているのかを調査することにより、今後障害を持つ幼児が保育を受けるにあたって、幼稚園・保育所もしくは通園施設等専門機関が担う役割について検討・考察を図ることを目的とするものである。

方法

1 調査対象

調査対象は、神戸市総合児童センターにおける母子教室（正式名称は「在宅障害幼児母子訓練事業」であり、スタッフは大阪府立大学の研究グループ・神戸市児童相談所・上記センターの職員である）で定期的な発達療育相談をうけている幼児およびその保護者である。調査は幼児およびその保護者を対象としているが、回答は必然的に保護者によるものである。

2 手続きおよび質問内容

調査は、1998年9月から10月にかけて上記センターに定期的に発達療育相談に訪れている幼児とその保護者に対し行なわれた。調査は質問紙法を採用した。その内容はおおむね次の3点に大別される。①対象となる幼児の状況について
②希望する就園先について ③現状の問題点・その他を自由記述により回答を求めるものである。

結果

1 回収状況

上記センターに定期的に発達療育相談に訪れている幼児およびその保護者45組に協力を依頼し、本調査のアンケート回収が可能となったのは男児18名、女児12名の30組であり、回収率は66.7%である。

2 対象幼児の状況

①年齢および性別

年齢と性別を示したのがTable 1である。上記センターにおける発達療育相談は就園前幼児を対象としており、本調査の対象となった幼児の最年長児は3歳9ヶ月の女児である。また最年少児は1歳6ヶ月の女児である。2歳未満の幼児は女児2名。2歳以上3歳未満の幼児は男児7名、女児5名の計12名である。3歳以上4歳未満の幼児は男児11名女児5名の計16名。4歳以上の幼児は皆無である。また調査対象となった乳幼児の性別の合計は上記のとおりである。

Table 1 対象幼児の年令および性別

	男児	女児	計	
1 : ~ 1 : 8	0	2	2	2
1 : ~ 1 : 11	0	0	0	2
2 : 0 ~ 2 : 2	1	1	2	5
2 : 3 ~ 2 : 5	2	1	3	7
2 : 6 ~ 2 : 8	2	2	4	7
2 : 9 ~ 2 : 11	2	1	3	13
3 : 0 ~ 3 : 2	6	1	7	13
3 : 3 ~ 3 : 5	4	2	6	3
3 : 6 ~ 3 : 8	1	1	2	3
3 : 9 ~ 3 : 11	0	1	1	3
計	18	12	30	

②専門機関への相談の有無

専門機関への相談に関しては複数回答を可能として回答を求めた。対象となった幼児のうち「どこか専門機関で相談を受けたことがある」と答えたのは、26

名 (86.7%) であり、それ以外の回答は「専門機関で相談を受けたことがない」というものである。専門機関を訪れたことがあると回答した26名の内訳は児童相談所が17名、病院が16名、保健所が10名である。平均して1.7カ所の専門機関を訪れていることになる。

③医学的診断の有無

対象となった幼児のうち「医学的診断や判定を受けている」と答えたのは12名 (40.0%) でこれらはダウントン症や水頭症など医学的に明確な診断が可能な幼児である。その他の18名 (60.0%) は無記入である。

④現在の子どもの状況について

(a)排泄の状況

おむつをしている幼児が23名 (77.0%) を占め、後始末に保護者の援助を必要とする幼児が6名 (20.0%)、ほぼ自立している幼児が1名 (3.3%) で、未自立の状況にある幼児が全体の96.7%を占めていることになる (fig.1)。

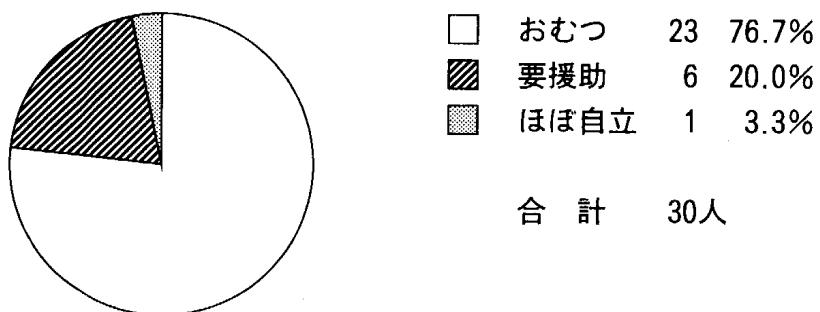


fig.1 排泄の状況

(b)歩行の状況

一人で歩くことができる幼児が22名 (73.0%) と最も多く、次いで手をつなぐと歩くことができる幼児が2名 (6.7%)、つたいつ歩きができる幼児が5名 (16.7%) で、ほとんどが独歩が可能な状況にあるといえる。ただし2歳2ヶ月の女児1名については記入がなく、詳細は不明である (fig.2)。

(c)ことばの状況

単語が言える幼児は13名 (43.0%) と最も多く、次いで指差しができる幼児

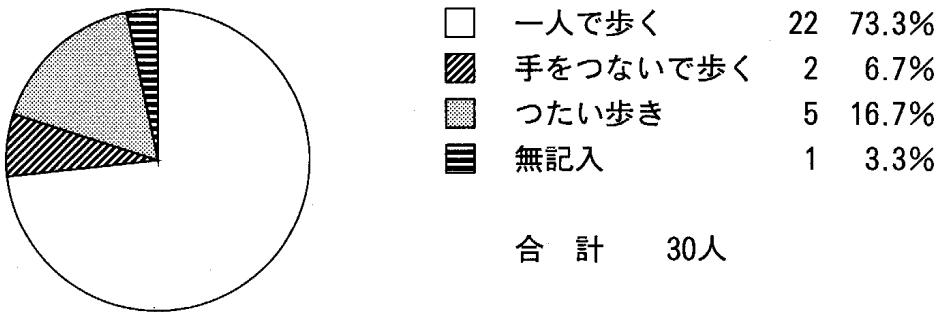


fig.2 歩行の状況

が7名(23.3%)、三語文が言える幼児は4名(13.9%)、二語文が言える幼児は3名(10.0%)、その他が2名(6.7%)である。二語文、三語文が言える幼児に単語が言える幼児まで含めると24名(80.0%)であり、複雑な会話は困難なまでも発語のある幼児が大半を占めている(fig.3)。



fig.3 ことばの状況

(d)理解の状況

こちらの言うことがだいたい理解できる幼児が20名(67.0%)と最も多く、次いで名前を呼ばれるとふりむく幼児が6名(20.0%)、簡単な指示に従うことができる幼児が4名(13.0%)である。こちらの言うことがだいたい理解できる幼児と簡単な指示に従うことができる幼児を含めると26名(87.0%)であり、何らかのかたちで他人とのコミュニケーションをとることができる幼児が大半をしめている(fig.4)。

(e)その他対象幼児の気になるところ(自由記述による)

- ・ことばが遅いこと
- ・友だちと遊べないこと
- ・落ち着きがないこと
- ・発音が不明瞭なこと
- ・全体的な発達が同年齢の幼児に比べて遅れていること

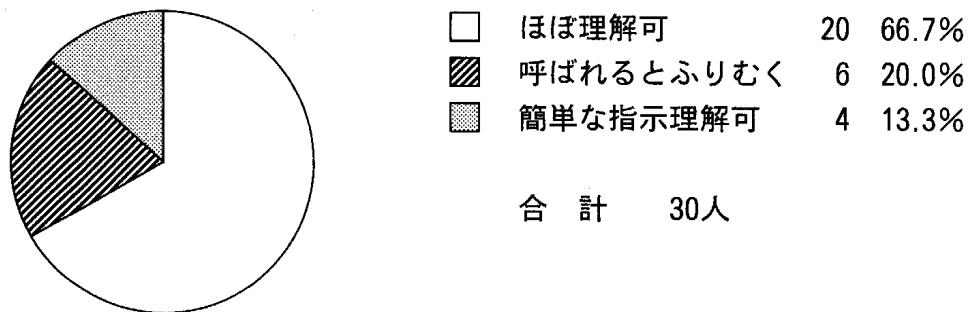


fig.4 理解の状況

となどである。

3 希望する就園先

希望する就園先をfig. 5 に示した。保育所での保育を受けることを希望しているのは8名であり、全対象幼児の26.7%にあたる。幼稚園での保育を受けることを希望しているのは12名であり、全対象幼児の40.0%にあたる。また保育所もしくは幼稚園を問わず障害を持たない幼児集団での保育を受けることを希望しているのは2名である。以上をすべて合計すると22名であり、全対象幼児の73.3%が障害を持たない幼児とともに保育を受けることを希望していることになる。一方通園施設³⁾での保育を受けることを希望しているのは4名である。また未だ希望する就園先を持っていないのは同じく4名である。なお養護学校幼稚部への就園を希望している者は皆無である。

(a)性別による希望就園先

性別による希望就園先を fig. 6 に示した。保育所での保育を受けることを希



fig.5 希望する就園先

望している幼児8名のうち男児は5名であり、全対象男児の27.8%にあたる。女児は3名であり、全対象女児の25.0%にあたる。幼稚園での保育を受けることを希望している幼児12名のうち男児は9名であり、全対象男児の50.0%にあたる。女児は3名であり、全対象女児の25.0%にあたる。また保育所もしくは幼稚園を問わず障害を持たない幼児集団での保育を受けることを希望している2名の内訳は男児1名、女児1名である。一方通園施設での保育を受けることを希望しているのは男児1名、女児3名である。

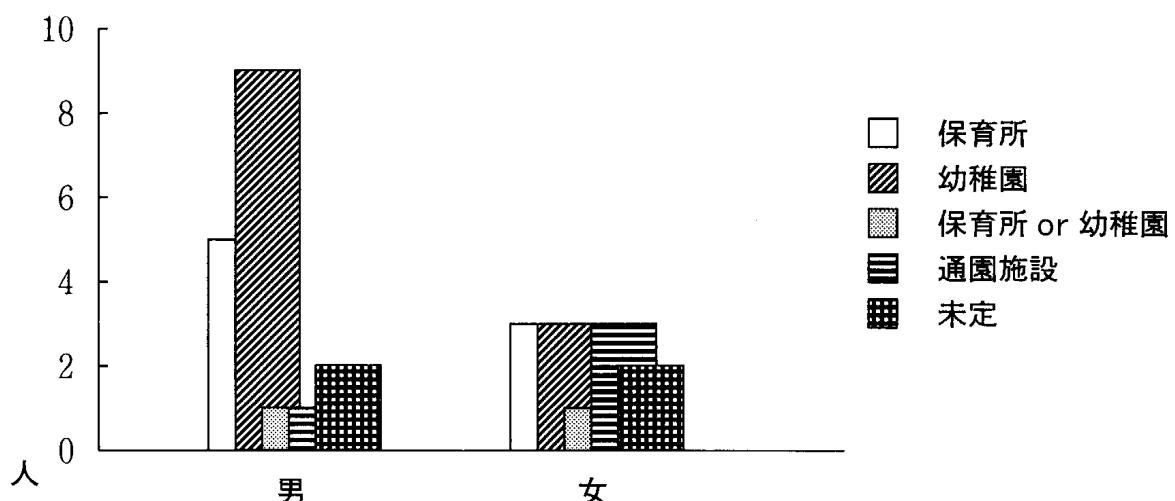


fig.6 性別による希望就園先

(b)年齢別による希望就園先

2歳未満の幼児2名(6.6%)は保育所での保育を受けることを希望している。2歳以上3歳未満の幼児12名のうち保育所で保育を受けることを希望している幼児は4名(13.3%)、幼稚園での保育を受けることを希望している幼児は4名(13.3%)である。一方通園施設での保育を受けることを希望している幼児は2名(6.6%)で、その他の2名は未定である。しかし3歳以上4歳未満になると対象幼児16名のうち保育所で保育をうけることを希望している幼児は2名(6.6%)で、幼稚園で保育を受けることを希望している幼児は8名(26.6%)である。一方通園施設での保育を受けることを希望している幼児は2名(6.6%)で、その他の2名(6.6%)は未定および無記入である(fig.7)。

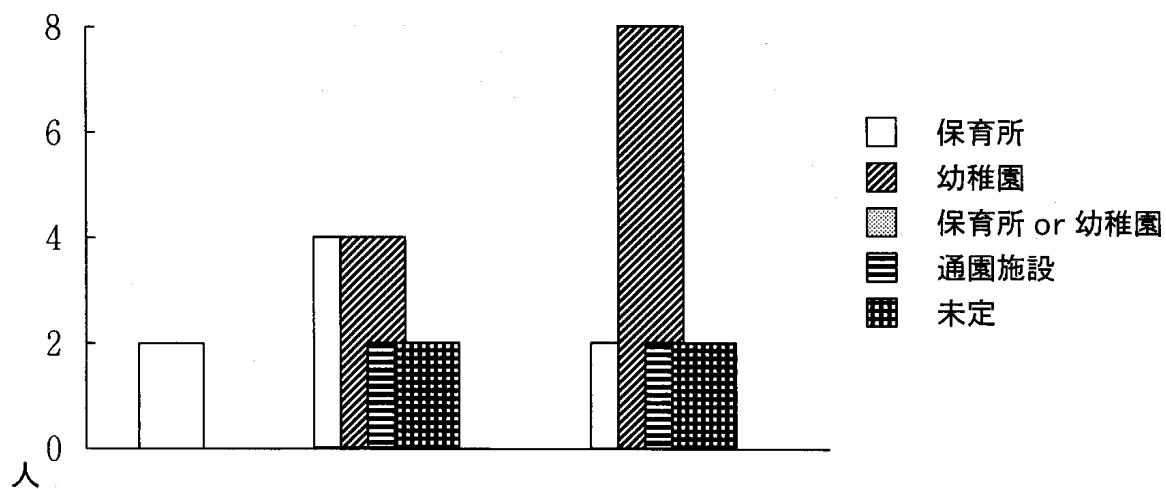


fig.7 年令別による希望就園先

4 就園先を希望する理由

就園先を希望する理由は『第1の理由』と『その他の理由』として回答を求めた。第1の理由として最も多いのは「居住地域に近く、近所の子どもが在籍している」というものであり、12名(40.0%)がその理由によるものである。これを希望理由にした希望就園先は幼稚園・保育所である。次に多いのは5名の回答があった「兄弟姉妹が在籍している(していた)」というものであり、これを希望理由にした希望就園先も同じく幼稚園・保育所である。その他幼稚園・保育所に就園することを希望している理由として「園の雰囲気がよさそうだから(6.7%)」というものがある。一方通園施設を希望する理由としては「専門的な保育内容が充実している」というものである。

その他の理由として多かったのは「園の雰囲気がよさそうだから」というものであり、その他の理由を回答している者の43.7%にあたる(fig.8)。

5 希望する園の保育内容について

希望する園の保育内容については「よく知っている(5名)」「だいたい知っている(10名)」を合わせると15名であり全対象幼児の50.0%にあたる。「あまり知らない(8名)」「全く知らない(4名)」と回答した者は12名で全対象幼児の40.0%であり、その他の3名は無記入である。

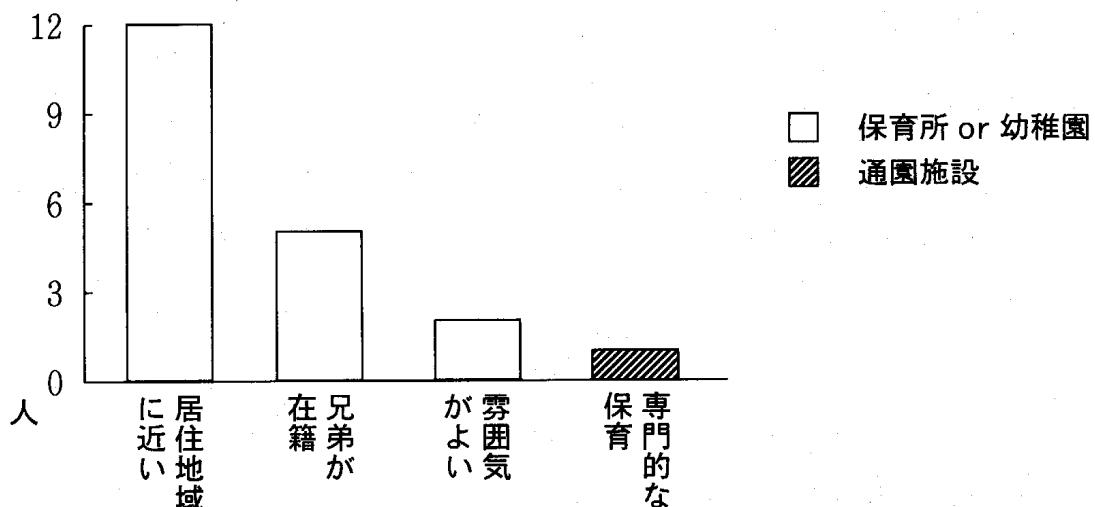


fig.8 就園先を希望する理由

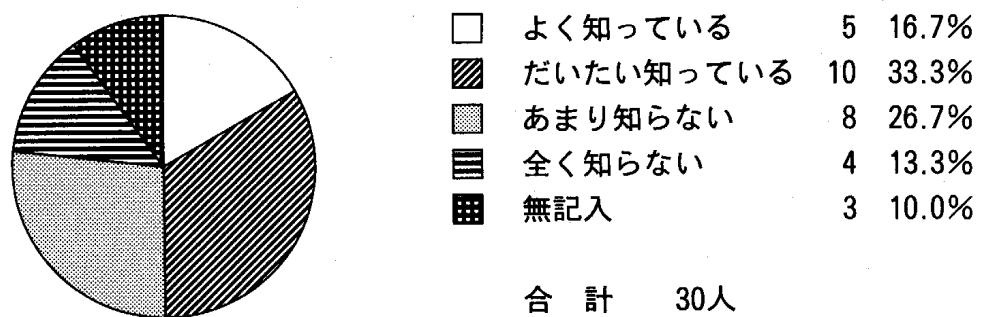


fig.9 希望する園の保育内容について

6 就園後の進路について

「就学までその園に在籍したい」と回答したのは23名で、全回答者の76.7%にあたる。一方「就学までその園に在籍したくない」と回答したのは4名(13.3%)で、そのうちの2名は通園施設を希望しているもので、就学前には幼稚園か保育所へ就園することを希望している。他の2名はまず保育所に就園しその後幼稚園へ就園することを希望している。その他の3名は無記入である。

7 就園の実態

本調査での回答つまり就園に対する希望と実態を比較するため、1997年度に本療育相談に参加した幼児の就園先を示す⁴⁾。対象となる幼児は61名である。そのうち通園施設に就園した幼児は26名(42.6%)で、幼稚園に就園した幼

児は18名（29.5%），保育所に就園した幼児は9名（14.8%），幼稚教室が5名（8.2%），その他が3名（4.9%）である。就園が可能となった幼児の半数近くが通園施設に就園したことになる。

また，安田の調査⁹⁾によると1998年9月1日現在，神戸市における精神薄弱児通園施設3園の在籍幼児数は144名であるが，3歳台の幼児が52名（36.1%）4歳台の幼児が48名（33.3%）で全体の69.4%を占めている。一方5歳台の幼児は32名（22.2%）6歳台の幼児は9名（6.3%）である。また通園施設への就園時の年齢は3歳台の幼児が82名（56.9%）2歳台の幼児が47名（32.6%）で全体の89.5%を占めている。

考察

本調査によると，前回のダウン症児の場合と同様に，就園希望先として幼稚園と保育所をあげた保護者が極めて多く，通園施設を希望している保護者は少なかった。その理由としては「居住地域に近く，近所の子どもが多く在籍している」というものであった。この理由の持つ意味として考えられるのは言うまでもなく障害を持たない幼児とともに地域で保育を受けたいと希望している現れであろう。

また，幼稚園と保育所への希望を前回のダウン症児の場合と比較してみると，前回は保育所を希望する保護者が幼稚園を希望する保護者よりも多かった³⁾が，今回は逆の結果が得られた。調査の対象が少ないことを考慮しながらも2回の調査を通してその要因を考えると，まず第一に前回の対象幼児が「ダウン症候群」という発達遅滞の原因が医学的にはっきりしており，障害の早期発見⁵⁾がされやすいことが考えられる。つまり乳児期の比較的早期⁶⁾から保護者が療育への展望が持て，早期に集団参加を希望するに至り，その結果幼稚園より早期集団保育が可能となる保育所⁷⁾への就園を希望したものと考えられる。一方今回の調査対象幼児は，現在発達の遅れを持つという状況にはあるが，専門機関で診断を受けたにもかかわらずその原因が明らかにされていない場合が多く，今後の発達の見通しが明らかにされていないこともその要因の一つとして考え

られる。また前回の対象児に比べて2歳台後半から3歳台の児童がその対象の主流となっているため、年齢が比較的高く、最初から幼稚園を希望していたものとも考えられる。さらに今回の対象児を持つ保護者の中には両親共に疾病や就労に携わっているケースがなかったのもその大きな要因となっているものと考えられる。これは厚生省と神戸市における「保育に欠ける状態」に対する見解の違い⁸⁾がその大きな要因であるといえよう。

就園を希望する園の保育内容について「知っている」「だいたい知っている」と回答した保護者は半数であり、これらの回答をした保護者はその園に就園することを希望する第一の理由として「園の雰囲気がよい」「兄弟姉妹が在籍している（していた）」をあげている場合が多い。残りの半数は「全く知らない」「あまり知らない」および「無記入」であるが、これらの回答をした保護者はその園に就園することを希望する第一の理由として「居住地域に近い」「近所の子どもが多く在籍している」をあげている。このことは、前者が希望する園の保育内容が対象となる児童に適しているか否かということを重要視しているのに対し、後者が園の保育内容が対象児童に適しているか否かという問題以上に障害を持たない児童とともに同地域内で保育を受けることを優先しているという事実の現れであるといえる。今後障害を持つ児童が、障害を持たない児童とともに保育を受けるという環境は改善され充実していくなければならないことは言うまでもないことではあるが、一方では現状において保育内容等の情報が保護者に十分理解されていないという事実に対して専門機関等が情報提供をする等、対象児童もしくはその保護者に対するサービスの充実が望まれることである。

また、今回の調査において専門機関への相談に関する回答を求めたところ、本調査対象となった児童が利用している母子教室が児童相談所にかかる業務であるにもかかわらず、専門機関への相談箇所として児童相談所をあげていない保護者が13名存在していた。このことは「相談した時期」もあわせて回答を求めるなど設問の不適格さがその要因として考えられる。しかしその一方で、保護者が専門機関として存在する母子教室に対して、実際はどのように認知し、

かつ参加しているのかという疑問を持たざるをえない。はたして実際に認知し
うるだけの情報が適切に提供されているのであろうかという新たな問題点とし
て指摘することができよう。

結論

前回の調査は、就園を1～2年後に控えた2歳未満の乳幼児が70%を占める
ダウントラス症の乳幼児が対象であった。ダウントラス症は出生後早い時期に発見され、そ
の後の発達に遅滞が認められることから超早期療育が実施されやすい特徴があ
る。その結果、1～2年後の希望就園先として障害をもたない幼児集団での保
育を希望している者が80.0%（保育所希望43.3%，幼稚園希望30.0%，保育所
または幼稚園を希望6.7%）であった。本調査ではダウントラス症という障害の要因
が明らかになっている幼児にとどまらず、一般的に障害の発見時期が遅く、な
お原因がはっきりしないが現実には発達的問題を持つ幼児を対象とし、比較検
討を試みた。その結果、障害をもたない幼児集団での保育を希望している者が
73.3%（保育所希望26.7%，幼稚園希望40.0%，保育所または幼稚園希望6.7%）
であった。希望就園先が保育所と幼稚園が逆転しているものの、障害をもたない
幼児集団での保育を希望しているものが大半を占めている点は共通していた。

従来は就学まで通園施設で保育を受けることが一般的傾向であったが、ノー
マライゼーションの考えに基づき、保育所・幼稚園において障害をもつ乳幼児
の受け入れが可能となった。保護者も障害をもたない幼児集団での保育を強く
希望しており、通園施設にても、就学の1～2年前に、幼稚園・保育所への
就園を認める傾向が見られる。これらの現状をふまえ、障害をもつ乳幼児の保
育を検討していくにあたっては、障害をもつ乳幼児のみを対象とした施設の担
う役割やその方向性が今後問われるべきであろう。

一方、保育所・幼稚園においては、障害をもつ乳幼児の保育を特別の保育と
してとらえていた従来の保育内容や環境整備の検討をすみやかに行う必要があ
る。

さらに、各関係機関のネットワーク連携の問題であるが、従来幼稚園と、保

育所・通園施設は行政的に別の組織になっており、このことが大きな妨げとなっているのが現状である。医療・教育・福祉の領域が情報の相互交換をより可能とすること、各関係機関が適切な情報公開、もしくは情報提供をする等、個別的なサービス内容を充実していくことが望まれるところである。

今後の課題

前回の調査対象は就園を数年後にひかえた乳幼児であったため、前回の調査後から本調査実施期間中には実施できなかった希望就園先と実際に就園した保育機関先の追跡調査する必要があるものと考えられる。また、追跡による実態調査にとどまらず、その保育機関に就園した後、実際に充実した保育を受けることが可能であったのかという保育の質に関する実態の把握も不可欠であると考えられる。

また本調査で、児童相談所を利用しているにもかかわらず、児童相談所を専門療育機関と認知していないのではないかと考えられるような回答が得られた。これは1つに本調査の質問項目の不備を考慮にいれなければならない。しかしながら他方で、専門療育機関としての適切な情報が保護者に提示されているのかという疑問を持つに至った。今後対象乳幼児および保護者が、自分たちが利用しているもしくは利用しようとする各関係機関の適切な情報がいかなる形で提示され、認知されているのかという実態を調査する必要があるものと考えられる。

[註]

- 1) 児童福祉法第24条②、③項 1998年
- 2) 教育課程審議会「教育課程の基準の改善の基本方向について（中間まとめ）」1997年
- 3) 堤莊祐他「障害を持つ幼児およびその保護者の就園希望に関する調査－ダウン症児の場合を中心に－」神戸親和女子大学児童教育学研究 第17号 1998年
- 4) 1997年度神戸市児童相談所統計資料による

- 5) 安藤忠他『ダウン症児の育ち方・育て方』学習研究社 1985
安藤忠他『ダウン症児の保育』同朋舎出版 1992
毛利子来他『障害をもつ子のいる暮らし』筑摩書房 1995
- 6) ダウン症児の早期教育プログラムとしては、ワシントン大学プログラム、オレゴン大学プログラム、筑波大学プログラム、ポートージプログラム等がある。
- 7) 中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告の「保育に欠ける状況」によると「両親に特に問題がなくとも、子どもに問題がある場合がある。この場合は、通常の両親ではその子どもに真に必要とする保護を与えられないという意味で、保育に欠ける状況にあるといえよう」とある。『中央児童福祉審議会保育制度特別中間報告』1963
- 8) 神戸市障害児保育実施要綱によると「障害児保育事業は、保護者の労働、疾病等により保育に欠け、かつ、心身に障害を受けている児童を保育所へ入所させ」とある。『神戸市障害児保育実施要綱』 1977
- 9) 安田育世「早期療育の現状と課題」神戸親和女子大学卒業論文 1998